

## 会館（会議室）利用者向けガイドライン

### （１）館内の対策

- ①感染拡大リスクを下げるため、通常の清掃や消毒ほか、複数の利用者が頻繁に触れる箇所（共有スペース、手指の触れる部分等）の清掃や消毒作業を実施します。
- ②会館入り口、各ホール・会議室入り口に消毒液を設置します。
- ③利用前、利用後に換気を実施します（※ 天候その他の理由により開けることが適切ではない場合は、換気扇を利用するなど可能な限り施設内の空気が入れ替わるようにします。）

### （２）会館の利用制限

#### ◇入館

以下の症状等を有する方の来館を制限します

- ①風邪のような症状（発熱、咳、咽頭痛など）がある方、37.5度以上の発熱等が認められる方
- ②国内外において、新型コロナウイルス感染症が疑われる方と長時間の接触があった方
- ③過去2週間の間に政府の入国制限、入国後観察期間が設定されている国等への渡航歴のある方

#### ◇催事・会議の内容

以下の催事・会議は開催を制限します

- ①当所が定める収容人数を超える催事や会議  
※激しい呼吸を伴う発声や歌唱、踊りやダンスなど大きな動きを伴う利用については、利用を制限する場合あり
- ②懇親会等、飲食を伴う催事・会議（※飲料ケータリング、弁当については事前確認が必要）

### （３）会館（会議室）の利用方法

◇会館（会議室）の利用条件は以下の通りとします。

- ① 利用人数の制限
  - ・利用者間の距離を確保するため、利用人数は通常時の半分程度とします。
- ②マスクの着用・手洗い・消毒等について
  - ・利用者は、マスクの着用、事前の検温、体調確認、手洗い・手指の消毒、咳エチケットの励行、アルコール除菌等、感染症対策を徹底してください。  
（※マスク、除菌グッズ等は利用者側で用意）

③ 3密（密閉空間、密集場所、密接場面）の回避

- ・配席レイアウトは最低1mの対人距離を確保してください。
- ・会議室利用中は、常時もしくは定期的に換気を実施してください。
- ・会議等終了後は速やかに退出を呼びかけるとともに、利用した机・ドアノブ等は、備え付けの次亜塩素酸水と専用布巾で清掃してください。

④利用者名簿の作成、感染者発生時の情報提供・共有

- ・利用者（主催者等）は、来場者、関係者の名簿（氏名、緊急連絡先）を作成・保管してください。（当所への提出義務はなし）

**（4）利用者の中から感染者がでた場合の対応**

- ①利用後に参加者から感染者がでた場合は、速やかに当所へ連絡し、情報の共有を図ってください。
- ②当所から管轄保健所に連絡し、保健所の状況確認と指導のうえ、感染者の利用箇所及び共用部等の消毒を実施します。
- ③感染者発覚の当日より2週間程度、貸館を休止します。（※貸出休止期間で既に申込が完了している先については、利用料金を返金する）

**（5）その他**

- ◇以上内容については、新型コロナウイルス感染拡大の状況によって、その都度見直しを行い、案内します。
- ◇これらの条件をお守りいただけない方については、ご利用をお断りする場合がございます。